



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道米作前史
Author(s)	高倉, 新一郎
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 9, 265-278
Issue Date	1941-04
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10703
Type	departmental bulletin paper
File Information	9_p265-278.pdf



北海道米作前史

— 何故稻作が發達しなかつたか —

高倉新一郎

緒論

北海道で最初に米作が試みられたのは、元祿五年（紀元二三三三）の事であつてやがて二百五十年の歴史を持たうとして居るが、それは久しい間失敗の歴史であつた。此時は函館附近の龜田へきりおで作右衛門なるものが試みたのであるが二三年で廢したと言ひ、翌々元祿七年同邊切地へきりおに於て墾田を試み新米を藩主に呈したものがあり、元祿十三・四年頃には江差に於て新田を開發したものが皆永續はしなかつた。超えて享保十七年（二三九二）再び江差で新田を試み新穀を藩主に獻する者あり、元文四年（二三九九）東部福島及大野およべに於て新田を開發し、藩に於て祝賀を行つた程であつたが、三年にして廢止され、明和の末（二四三〇）頃二三年間東部及部に於て少しく水田を試みたが、間もなく廢し、安永八年（二四三九）松前廣長が藩主に告げ秋田の農夫成田彌兵衛なるものを招いて福島に新田を開發せしめたが、凶作のため去りて來らず、翌九年更に津輕の農夫をして代らせたが三年目の凶作で廢絶した。寛政十一年幕府が東蝦夷地を直轄するや、種々の穀栽を試作し、水田も亦之を試みたのに、年々成熟したので、享和二年箱館奉行が設置せらるゝや、奉行羽太正養の發案により大規模な墾田を計畫

- 1) 松前志卷之六（天明元年、松前廣長編）に據る。北海道の米（大正十年、北海道廳）に據れば貞享二年（紀元二三四五）とするも出所不明、恐らく地方の口傳であらふ。以下松前藩の水田試作に就てはすべて同書による。
- 2) 「土性辨」によれば佐藤信景が元祿十年蝦夷地厚岸に渡り、水田試作に成功したと言ふが、その證據は薄弱で、信を置き難い（拙稿、天明以前の蝦夷地開拓意見、社會經濟史學三卷一號）

し、即ち文化二年、調役並山田鯉兵衛、下役村上次郎右衛門、石坂武兵衛、在住勤方代島章平等が掛となり、用達、用間に命じ越後其他の諸國から農民を募集し今の大野村字庚申塚（今の龜田郡本郷）及文月村に移し、小屋を作り、農具を與へて之を獎勵し、文化二年には百四十町歩（庚申塚九十町歩、文月五十町歩）を開墾、内種粳不足で十二町歩を作付したのみであるのに約六百俵（四斗入）の粳を得たので大いに力を得、箱館備金一萬兩を之に當てた外年々四千三百兩餘を得る見込の奉行所官船收入の一部を割いてその費用に充てる事にした。民間に於ても之に習ふもの多く、文化六年の調によれば、開墾範圍は更に附近本郷・中野・藤山・千代田・峠下・一本木・濁川・一之渡・上山・鍛冶の各郷に擴大し、田凡百五十町歩、家數百六軒を數ふるに至つて居るが、文化三年露人千島・樺太等に來寇するあり、奉行亦是が對策のため他を省る暇なく、間もなく其責任を問はれて最も熱心だつた奉行羽太正養が致仕したので、幕府の獎勵も従つて廢され全く停頓状態に陥り、其後凶作が來たため、既成の水田も多くは荒蕪に歸し、文政五年の「收納所取立廉分」に據れば、田地役を納入すべき田地は二十一町六段四畝歩を數へて居るに過ぎず、更に後には米作を廢して稗を作るに至つたと言はれ、松前藩時代には田地役は徵收を止めて居た。此勢によつて、沙流場所の一番人が個人で新田若干を開き、新穀を奉行に奉つた事もあつたが、是も亦自然廢されて了つたものと思はれる。

斯くして、折角幕府の熱心な獎勵にも不拘中絶したと思はれる米作は、安政年間幕府の蝦夷地再直轄と共に又表面に現れて來た。既に安政元年幕吏が巡回した際曩に開いた峠下村・一之渡村・本郷・大野村・千代田郷・一本木郷等の各郷村が米を産する事を報じて居るし、安政二年地籍を松前藩より引繼いだ際、打續く不作に租税も徴らず、反別帳とても無かつたが、尙ほ大野村・千代田郷・一本木郷・一之渡村・文月村・濁川村・中之郷・峠下村・藤山村等、略々前代に開發せしめた村々に於て、段別を若干減じた百十六町九段五畝歩の田があつた。箱館奉行は其秋の檢見によつて「江戸近在にも不劣程の實法」ある事實を見、更に奉行管内保徳に従つて箱館に來り、

3) 享和元年 文月村 作付段別 四反五畝 收穫米 十石四斗八升二合
 享和二年 文月村 作付段別 四反六步 收穫米 七石九斗二升二合
 文化元年 文月村 作付段別 九反五步 收穫米 四十五俵(四斗入)
 享和元、二兩年は「千島志料」五十五所收亥二月「文月村御試田作」に據る。同書には亥を寛政三年として居るが恐らく亥年違ひ、享和の三年であらふ。文化元年の收量は箱館奉行報による(休明光記附録卷三十一、新選北海道史五卷九八五頁)

開墾を志して函館近在鏡龜澤字龜尾村(今の龜尾・鍛冶兩村の内馬喰谷地、上湯川の内バフトコロ)等に農夫を移して農作を試みた庵原齒齋なる者が、同年武州二合半領種字「六分早稻」、大野村種「あかいね」、玉川種字「しなすもち」、越後種字「もり口」、同字「まび手」等の早稻種を選んで試作した所、相當の成績を挙げ得たので、翌年より之が積極的獎勵に乗出し、各地に御手作場なる官營開墾場を設け農民を募移し、係吏を定めて是を保護指導獎勵し、有志者の開墾を志すものに對しては種々の便益を圖り、又從來の土着者を勸奨し、資力の乏しいものには安政六年より新墾一反歩に付二分二朱、用悪水路堀割百間に付金一兩の割合を以て資金を貸附し、十ヶ年賦で返済せしめ、畝下を五ヶ年とし、其間年賦金を滞なく納むる者は六年目檢地の土殘金を棄捐する等の便益を圖つたので、水田を作成するもの次第に増加し、文久二年迄に拜借金を出願せる新墾段別二百六十町歩に上つた。¹³⁾斯かる狀況は函館附近以外の地にも及び、松前藩領に於ては藩の獎勵により、厚澤部川沿岸、天川沿岸、館村地内、知内村等に水田を試むるものあり、蝦夷地に於ても安政四年虻田に、同所請負人と田茂兵衛が之を試み、六年新穀を得、岩内場所字幌島の御手作場、室蘭、余市等にも小規模に試むるものあり、安政五年以後石狩平野に所々水田を試作するものが現れ、稍々良好な成績を挙げ得た。¹⁴⁾安政六年濱益、留萌等の支配を命ぜられた莊内藩も水田開發に志し、文久元年留萌に於ける水田は七段三畝歩、稻種は白髭早生、米山糯、會津早稻、澤田早稻、寶早稻、極早稻、四十日早稻等頗る多種に亘り、未だ試作の程度は出なかつたが相當な成績を示した。¹⁵⁾

然るに慶應二年氣候不順のため凶作に逢ひ、稍々頓坐した上に、明治二年の凶作等に會つて一層衰退し、蝦夷地の水田は一時全く廢され、函館江差地方の水田も稗を作るもの尠からず、其以後明治十六年に至る迄は著しき凶作なく、殊に明治十一年以後米價著しく騰貴し、十三年には渡島米一石十圓以上に騰つたため、¹⁶⁾明治三年三百四十七町歩を數へて居た渡島地方の水田が明治十六年千二百四十八町歩に増加する迄は、主作物として充分に發達したとは言へず、¹⁷⁾況や其他の地方に在つては些かな試作が繰返されて居るに過ぎなかつた。

4) 休明光記卷之五正養箱館在勤新田開發之事 新選北海道史卷五 四二九頁

5) 箱館開發場田畑反別家數人別(北海道廳寫本による)

6) 丙辰雜綴箱館御收納廉分帳

7) 「蝦夷情實」龜田村、七重、一本木村、文月村、公邊御扱之砌は開發之田畑此邊なり、今に作付有之近年不氣候に付稻作不作、田方へは稗を作り……畠方へは粟大豆大根其外青物類を作候様覺え候」

即ち二百五十年の歴史を有する北海道の米作が、眞に作物として渡島地方に安全化するに至つたのは、僅々今から七十年に充たぬ以前であり、其以前百数十年に亘る永い間の試作時期即ち前史があつたのである。本論の目的は何故に此前史が斯く迄に永く續かねばならなかつたかを考察するに在る。

本 論

第一に考へられる事は、北海道の氣候が米作に適しなかつたと言ふ點である。更に方面を變へて言ふならば、寒國と稱せられ、「土地寒くして霜露早く降る故稻はみのらず」と云はれ、日照時間が尠く北海道に適應する品種を栽培する技術が発見され得なかつた點にある。事實北海道米作史は一面それが嘗て經て來た各地とは著しく氣候條件の異なる土地に適する品種を育成し、特種な耕種法を発見して行つた技術の發達史が其根幹だつたと言へる。然し一衣帯水の津輕海峽を隔てたのみで其對岸たる津輕・南部には米作が主作物として、南方地方に比すれば相當数の多い違作や凶作に襲はれ乍らも、當時既に繼續され擴張されてすら來つゝあつたのに、北海道のみが技術的に不可能であつたとは言へない。否、過去に繰返された失敗の歴史は、技術的なものではなくして、寧ろその方面からは可能性を證據立てるものですらあり、その可能性は早くから認められ、享保以來の北海道開拓意見の基礎をなして居た。即ち松前地方に於ける米作は記録の示す限りに於ては、元祿年中に一度、明和末年より安永年間に一度、寛政末年より文化年間に一度と數十年の間隔を置いて試みられたのであり、其内に必ず一度は成功して居るのである。唯永續する事が出来なかつた。米作が幾度か試みられて二三年ならずして廢された事實を、青森、南部地方と比較することに依つて、其年は特に氣候に恵まれた年であつた事は略々言ひ得ると思ふ。然し乍ら廢止された年が必ずしも青森、南部の凶作の時と一致しない¹⁹⁾のみならず文化年間の箱館奉行の獎勵に依つて大規模な墾田が試みられるや例へ氣候に恵まれたとは言へ、格別な耕作法も用ひずに南部及津輕から容れ

8) 田地の義は先年より實生不宜如に致し居候に付當時田地役は取立不申候……(丙辰雜綴前掲書)

9) 休明光記卷之五 正養箱館在勤新田開發之事

10) 安政元年巡見記(千島志料五十五)

11) 蝦夷地御開拓諸取扱向手續荒増申上候書付中地方並開墾筋之事による。(新選北海道史五卷、一三六九頁以下)

られた稻がよく成長し、恐らくその稻から大野種赤稻（俗に地米赤毛等と云ふ）が選ばれて、其後の北海道米作の基礎を作り、更に安政以後には矢張津輕から白鬚が輸入されて一層米作の基礎を固めた¹²⁾。而して米作も稍々永續性を帯び、大野村の稻作等は天保の凶荒を経て稗を主とするに至つても全く廢止を見るに至らず、慶應二年以後の凶作にもよく耐へて他日の發展基礎を守り續けたのである。それは單に氣候の問題ではなしに寧ろかゝる品種を得る迄に米作を繼續せしめた力である。

由來水田の開發には多くの資本と技術を要し、そのためには政府は多くの援助をせねばならないのである。特に當時北海道の水田の如き未だ試作の程度を出ぬものにあつては、其必要は殊に大きい。此點に關して松前藩と幕府との間に格段の差がある。松前藩は是に對して全く消極的な態度に出たが、幕府は積極的であつた。即ち、松前藩治下に於ける水田は個人の試として行はれた場合が多く、藩自らが積極的には是を行つたのは、元文四年に邦廣が福島及大野に安永八年松前廣長が藩主道廣に獎めて福島に試みたものがあるだけで、規模も大ならず、又永續もしなかつた。是を「土性辨」の例を引いて論ずる者の如く、松前藩は是を妨害したとは言へなくても、是を獎勵しはしなかつた。松前藩は同藩中の食糧問題を他の手段に依つて解決し得る企てがあつたからである。それは松前藩が交通上恵まれた地位にあつて、米穀の供給を比較的豊富に國外から受ける事が出来たと云ふ事實である。後に言ふ如く漁獵出稼地であつた松前地方は、主食物たる米穀を他に仰がねばならぬ必然の運命に出發して居たと云へるが、其移入地は多く奥羽殊に津輕に限られて居た當時は、一旦此地方に饑饉が生じた時には松前も米價が騰貴し困窮したが、後に松前の生産物の販路が擴張され、各地の商船が松前の地へ輻湊する様になると、單に一地方の饑饉では松前への食糧が不安になる様な事は次第になくなつた。即ち松前の重要生産品たる鯨粕は北國筋は勿論若狹、近江から五畿内西國筋に迄その販路を擴張し、米作地帯を密接な關係を持つて居た上に、昆布・煎海鼠・干鮑等は長崎俵物として一手買入其方に送られ、木材も亦大阪・江戸等に尠ならず輸出されて居たので、

12) 蝦夷地土産（安政四年庵原齋編）（北海道廳所藏寫本）による。

13) 新選北海道史卷二 六七五頁

14) 新選北海道史卷二 七五八—一九頁

15) 文久三年亥正月より六月迄ル、モツベ詰庄内藩土梅津良助御用留（筆者所藏寫本）

16) 北海道廳 北海道の米（大正十年）四頁

17) 北海道史附錄統計 八六及八九頁

北國及中國筋の船が是等の貨物を積載するために松前に蒐まつた²²⁾。而も積出す貨物が殆んど皆大貨物であつたために皆空船で來るのが常であつたが、空船は第一航海に危險があつた事、第二に船腹を遊ばして置く事は不經濟なことに因つて、來る時は米・酒・鹽・繩・筵等を積載して來るため、是等のものは比較的豊富に得る事が出來た。故に非常用米さへ用意して置けば、例へ一地方が饑饉で米穀の移出を禁止しても、松前で入用な米は他國から輸入を可能とした。享保二年「松前蝦夷記」に據れば松前藩が元祿の飢饉に際して幕府に願出で、年々酒田の湊から四千五百俵宛移入した代官所拂下米の外に「從諸國米商船積來候員數大概三萬石餘」に及んだと言ひ、寶曆十一年「御巡見使應答申合書」によれば拂下米の外に「他國より年中入中米四萬二百九十一石」に及び、過半は津輕より入るが越後・出羽等よりも入ると言ひ「蝦夷情實」²³⁾は天保頃松前で入用の米は三十萬俵（一俵四斗二三升入から六七升入）で餘裕ありとし、半年は出羽・越後・津輕の三ヶ國からの移入で充分に間に合ふが、若し是等の地が不作の場合でも「中國・北國邊の船々は松前地へ不絶五百艘つゝも通」つて居るから「三十萬俵位の米を積下り候は更に目立不申」と言つて居る。事實、當時の間屋關係書類に現はれた米の種類は津輕玄米・秋田・鹽越・龜田・庄内・本庄・新庄・越後・柴田・村上・長岡・加賀・九州の十三に達して居る。故に松前藩は、漁獵を盛んにして其出産物を増加すれば、藩民の生活には不安がなく、唯米の移入が絶えた時だけ是を維持する備荒貯蓄を行ひ、漁期に必要なだけの勞働力を入るゝも、漁期を過れば國內に止るを許さず、以て過剩人口の増加を抑制し、それに當面した場合賑恤代用食の普及、酒造の禁止、雜穀の津出禁止、米價の抑制等の非常阻置を採れば飢饉を免れ得たのであつて、必ずしも不安定な米の自給を企てる必要がなかつた。松前藩の飢饉史は是を雄辨に物語つて居る。故に古河古松軒もその紀行「東遊雜記」（天明八年）に於て、松前の形況を述べ「米の値段は如何程高値にても鯨だに數多取さへすれば少しも難儀成事なく、米の價下値にても鯨のとれあしき年は大いに難儀する事也」と言ひ、又「米は數萬石作り取しても鯨を取らざれば諸品此地へ積來らず、古より米の高値なる事に難

18) 東遊記
19) 盛田達三 冷寒による東北凶作の史的考察（農業經濟研究 號外一號）参照

20) 高橋良直 渡島地方に於ける水稻品種の起源（北海道農會報百二十七號）によれば、地米は明治二十六年より凡八十前青森地方より大野村に移入せしもの、白鬚は柳早稻と稱し同様凡六十前前に青森地方より移入せるものと云ふ。前者は文化年間、後者は文政年間に移入されたものである事

儀せし事は嘶傳へにもなく、鯨の來れる事少なくて島中大難儀の事は言傳ふ事にして、奥羽及北國船路の往來自由の地故いつも米には難儀なく、高値なる事も稀なる事にて、兎角鯨を以て松前中命とし他を思ふ心はなし」と言ひ「北海隨筆」(元文四年坂倉源次郎著)の著者も「稻は不出來物に成て試る者なし、畢竟米不自由なき故なるべし。」と言つて居るのはこの邊の消息を道破したのである。

然し、斯る方策は、當時に於て頗る批難の對象となつたものであつた。第一には、松前の依存した天然物採取經濟が、何時迄も安全に續け得ないものであつた事である。松前地方産業の大宗と言はれ、數十年來不漁と言ふ事なく、其漁時分には自から松前へ寄り來て年々時節を違へず、春分十日過より凡二十日程の内に三度寄來りて其漁を得れば、翌年迄の渡世是にて濟なり(「北海隨筆」と稱せられ古松軒をして「鯨だに數多取さへすれば少しも難儀成事なく米の價下値にても鯨のとれあしき年は大いに難儀をする事也」(「東遊雜記」と言はしめた鯨が、安永末年より屢々凶漁を告げ始めた事である。鯨の凶漁は、過去に於ても無いわけではなかつたが、一年に止つたに對し、この當時から漸く蔓性化して來たのである。

時恰も天明の大飢饉に逢ひ、松前藩は天然産物が豊富であつたため、餓死する者は尠かつたとは言へ、未曾有の難關に直面したのであつた。斯る變動は、鯨漁の奥地移動、新規事業の開發(罾粕製造、鯛漁)等に依て覆ふ事が出來、直ちに松前藩の方針を變化せしむる力はなかつたが尙ほ「東遊記」(天明三年立松東蒙著)の著者の如く「耕作を勤るもの多く、今年のごとき餓死に及ぶ年はあるまじきなり。」と云ひ「東海參譚」(文化二年東甯元稹著)の著者も「此地もし不獵し、他邦また有年ならざれば平座して餓死に及ばんこと必然なり。國ををさむる賢侯農をすゝむる良弼なくして此民人を教ゆる事あはらず今日に至る事實に歎きてあまり有。」と云ふ批難が行はれた。「北海隨筆」の著者も亦既に、「山海の利澤有といへども、五穀生ぜざれば國勢立がたく、質朴の民といへども凍餒の憂苦たゆる時なし、一卜年津輕不熟にして賣米國を出さざる時、松前一國の饑饉にて平生糧を知らざる民故、全

は殆んど明治以後に輸入若くは育成されたものである。

- 21) 北海道起業要録(鈴木大著)
22) 寶曆十一年御巡見使應答申書「松前へ他國より運送の船年により過分多少御座候、加賀、越後、出羽、本庄、秋田、津輕、南部其外大阪西國所々廻船罷下り…蝦地當所出物等相調申事に御座候」
23) 天保九年 水戸大内清右衛門蝦夷地調査書

國の飢饉よりも猶更いたみふかくて死亡のもの多かりけるに、麥作をだに業とせばかゝる時の憂はまぬかるべし」とのべて居る。後に言ふ如く、非常に粗放なるものではあつたらしいが、寛政末年には東部の各村で雜穀其他の如作を行はない村はなく、西部も上國厚澤部川附近には雜穀を植ゑ、半農半漁の生活をなすものが次第に増加しつゝあつたことは、當時最早松前地方に於て漁獵のみに依存する生活が困難となりつゝあつた事を示して居る。

今一つは當時の根本思想をなした農本主義的な考へ方からである。當時の封建制度は生産の壓倒的な部分を占める農業の上に立つて居た上に、農産物の内最も重要視されたのは米で、支配者にとつて富と言へば米であり、唯一の奨励すべき生産業は農業であつた。當時の支配者は農業に對し米に對して、迷信的な價值をすら認めて居た。即ち農民に非れば民に非ず、農と言ひ耕と呼べば、即ち米作を意味して居たのである。故に農耕を行はない農民のない國は國とは言へないと考へられて居た。「關疆錄」(享保初年並河天民蝦夷地開發論)が「田地畊作不致候而へ何ノ益無御座候テ土地無御座ト同事ニ御座候」と言つて居るのは此思想を端的に表現したものであつた。故に又、農耕に努めず、年貢に基礎を置かず、所謂物成のみに基礎を置いた松前藩の基礎は薄弱であり、その事自身が批政であると考へられた。「東海參譚」の著者が曩に引用した語に次いで、「幸ひに(飢餓を)免がれつゝがなしと云ふ共是良民にあらざれば國の本を失へり。たとへ數年の糧を貯ふと言ふとも、本より他邦の力なれば永保の地とは稱すべからず。武備の事は扱置き勤農は第一の教なるものを。」とて松前氏の態度を批難して居るのは此思想から出發して居た。かうした思想が蝦夷地開拓論と共に喧傳されると、封建藩主としての松前氏も亦動搖せざるを得なかつた。安永八年、藩の行つた墾田は「永世の國益」たることを信じた松前廣長に依て盡てられたものであり、元文四年の墾田は、東部の開發に特に熱心だつた邦廣が、當時漸く行詰らんとする藩の財政に一轉換を加へんとして試みられたものと考へられ、決して飢饉の應急策として行はれたものではない。

然し是等は當時未だ思想として取入れられて居たに過ぎず、現實の問題ではなかつたから、遂に政策として實

24) 箱館問屋儀定帳(北海道廳所藏寫本)

25) 千島志料に引かれた書類によつて、北海道の農業史を論ずるものは、寛政三年に松前藩が農業を奨励した様子を語られて居るが、(例久松義典「北海之通覽」、南鐵藏明治維新前に於ける北海道耕種現象發展の年代的考察(法經會論叢第七輯))それは干支違ひで享和年間のものが多い。

現する迄には至らない弱いものであつた。幕府が蝦夷地を直轄せざるを得なかつた國防的の必要は、是等の思想實現に大きな力を與へた。幕府の蝦夷地直轄の原因は露國の南侵を防備するためであり、そのために多くの官吏を派して蝦夷を撫育し、奥羽の各藩に命じて重要地點に駐兵せしめたが、是等に對する食糧確保のため、大船を建造して各地の交通運輸を便にし、非常備米を箱館及び各場所に貯藏せしめ、又萬一必要の際、俄に之を他國に求めて得られないのを慮つて諸藩の收納米を前金を以て購入、江戸に廻送せしめ以て是に備へる等、諸種の配慮を行ひ、食糧の確保に努めた。然し、不毛を開き、農業を奨め以て人煙を繁殖せしめ、食糧を自給する事はこの目的のために最も望ましいこととして實現が希望された。²⁶⁾ 即ち幕府が直轄當初からしきりに各地に農作物の試作を行つた目的は最初蝦夷の風俗改變にあつたらしく、當時の思想としては、肉食は蠻國の風習、穀食は我國の風儀で、彼等をして我に同化せしめんとするには先づ食物から變へて行かねばならぬとの見地から彼等に「耕作の道」を教示するためであり、露西亞南侵を阻止する第一の手段は、當時露西亞の南進策は「決して合戦を不_レ致、只々仁を假り、惠を似せて人をなづけ、連々屬國を増す²⁷⁾」文化政策と考へられて居たから、從來の松前藩の政策に依て化外の民視されて居た蝦夷を、「御徳化及教育をたれ、漸々日本の風俗に歸し、厚く服從致し、萬々一外國より懷け候事など有之候とも心底不動様存込せ²⁸⁾」る事が「御趣意の第一」であつたとしても、理想としては、此國を開拓し「人家連綿と建續候はゞ、外寇ども容易に寄付候義もいたしがたく²⁹⁾」なる筈だから「上國々入百姓之儀可_レ成丈引入可_レ申心得³⁰⁾」であつたのである。只最初は「此一事其六ヶ敷儀に可有_二御座_一」と慎重な態度に出て居たに過ぎなかつた。所が直轄以後數ヶ年の試作の結果箱館附近文月村では、享和元年には段當約二石三斗餘、同二年には段當約一石三斗餘、文化元年には九段歩に四十五俵、即ち段當二石と云ふ相當の成績を擧げたので、文化二年から、積極的に水田の開發を奨励したのである。而もそれは、唯に民を移すと言ふ趣意に止らず、米穀の自給にも目標が置かれたのであつた事は、その主唱者羽太正養が「箱館を初め蝦夷地場所々々迄本邦より立入る人許多なれば、米穀は一

26) 休明光記卷之五(前掲) 五九八頁
 27) 新選北海道史 第五卷 五四八頁
 28) " " 五九八頁
 29) " " 五九八頁
 30) " " 五九八頁

日も缺べからず。然れば何程御入費ありとも箱館を始蝦夷地末々迄追々に土地を開き米穀を生ぜむ事遠大の謀にして當御用の經營是に過ず³¹⁾と云つて居る。而して種子としては南部・津輕より取寄せたものを用ひ、無肥料耕作であつたと思はれるにもかゝらず、其年は十二町歩作付六百俵、即ち段當五俵、二石と言ふ成績を挙げた。

然し是等の事業も僅か三年で文化四年十一月、主唱者であつた羽太正養、その下にあつて主として是に當つた山田鯉兵衛等が露寇事件の責に依て職を退くや全く廢止となつて了つた。「東奥邊趣遺事(石坂省著)には其事を記して「寅卯兩年異國人亂妨一件故障ト成、新田開發之儀相止ミ、右ニ携り候官吏箱館奉行ニ而者羽太安藝守、同支配吟味役格ニテ山田鯉兵衛夫々御咎筋ニ而御役御免相成、其頃調役下役元締村上次郎右衛門者在府故異國船渡來一件ニ付而者障モ無之、尤表面異國船亂妨之儀ニ付御仕置ニ者候ヘトモ、熟慮スルニ新田開發ニ付莫大之御入用相立候ニ付、夫等ノ儀何トナク籠り候トノ儀ナラン歟」と言ひ、暗に此事業が失敗で、露寇を名目として廢止されたものである事を暗示して居る。

かくて、正養自身が「今此御代にあたり、數千載の不毛の名一時に消えて上國とならん事仰ぎても猶餘りある事なり³²⁾と嬉んだ事業も全く中絶した。而もその後間もなく凶年に襲はれたものらしく、文化五年八月十五日峠下を通つた會津藩士高津泰の日記「終北錄」には「始見荒茅中往々有田畝前箱館奉行安藝守羽太正養募奥羽民一所開墾惟恨秀而不實也。」と書いて居る。

かくて折角の劃期的計畫も中止され、稲作の獎勵は安政三年幕府の蝦夷地再直轄迄待たねばならなかつたが、計畫が大きかつただけに造田も永久的なものであつたらしく、文化三年「戊擇捉島紀行(津輕藩士山崎半藏著)に據れば「當處(一渡村)と大野の間新田開發専らなり。越後邊の百姓五百人餘、御雇の内、四月六日此村を通りしに、今歛初めとみえ二町歩餘斗開けたり。用水・堰等格別の御手入なり。」とある。斯くして作られた水田は幕府の保護を離れ、松前藩によつても育てられず稗等を耕作されて居たが、水田として安政迄持ち續けられ、例

31) 新選北海道史 第五卷四三〇頁

32) //

へ天保の凶慌の如きものを経て中絶された事があつたにしても、條件さへ恵まれ、ば米作も試み得る状態にあつた。そして幕府時代に畑役の倍額百八十文を課せられて居た田地役が、不作を理由として松前藩時代には徴集を免ぜられ無役であつたし、奥羽の凶作は寧ろその刺戟にすらなつたと思はれる。

安政三年、龜尾手作場で試作された大野村種「あかいね」は後に此地方で地米と稱せられたもので、函館地方稲作の普通種となつたのだが、この際に土着したものであつた。後明治廿六年試験の結果最良の成績を示した白鬘も間もなく輸入されたものであつた。

以上の如く、函館地方の稲作が稍々安全化し、幕府等の奨励があつたに不拘、それが普及には更に歳月を重ねなければならなかつたのには、單に農業の奨励のみでは解決の出来ない社會經濟事情が存在して居たからであつた。それは農業に較べて遙に有利な産業があつたからである。

松前蝦夷地が漁利に恵まれて居る事は古來有名な事實で殊に鯨・鮭・昆布はその大宗とされて居た。例へば鯨は松前産物中最も多いものであつたが、鯨時になると、よく病身のもの、又は出家の外は悉く濱へ出て働き、一雇も一日一貫文、すたつた鯨を拾ひ上ぐる寡婦さへも八九兩は得られたと言ひ「佐渡・越後など身上もつれたるもの尋來て借家をかり油斷なく働く者は三十兩・四十兩の金子を三ヶ月程に貯へ」得る程であり、其漁を得れば翌年までは渡世豊であり、故に漁業に従事するものには無一文でもよく金融の途がついて居た。昆布亦然りであつた。確實で利益の多い漁業を眼前に控へた松前人にとつて比較的不安定で而も不利益な農業を省みなかつたのは當然であつた。「土人云、此地方にて五穀を作らずと、其故いかんと問ふに、凡鮭漁は二月中旬よりはじめて春の土用にをはる。されば僅かの日數にて數百金を得る事なり、其業斯の如くすみやかなり。是に依て耕耘の業の如き迂遠なる事は一人も是をつとめず、年中辛苦に日を送らんよりは平座して衣食にみてんにはしかしと」『東海參譚』の著者が記して居るのは要領を得た答であつた。このことを「東遊雜記」の著者は更に具體的にのべて

居る。人々勞して日本人の如くに耕しなば、例へ初年には不作するとも、二三年も作りて土地も作物に馴れては、日本の地程實らずとも相應に熟すべきは誰しも存せる事ながら、松前の地は春三月の間に凡百日鰯を取り、年中の暮方の代とし、地の利方の小にして勞せざれば熟せざるを知りて更に耕の心なし。その暮しの如何に容易なものであるかをのべて「不行跡にて貧なる島人にも海上に出て鮑貝を取れば五百も七百も取る事にして、二時か三時のかせぎを以て七百文も八百文も其儘なる事にて、三日も五日も家内を養ふに足り、水練する者は海底に入つて少しの内にも昆布の一駄も取あぐる事故に田畑を耕して一度にやうく米の一石や五斗出来る事に一年中の汗水に成て勞せざれば地の利を取られざる事を思ひ居れば、耕をして業とする者は外に致方のなき故と心得居る松前の風俗にて、道ならぬ了簡乍ら商世となる海産の澤山にある故なり。」と言つて居る。而して漁業は主として春から夏にかけての仕事で、漁耕作期間の短い農業を兼ねる事は困難だつたのである。「北海隨筆」は此部面を強調して「松前にて田作せざる事は土地にあはざるにこれなく、田作の時節、鱒漁とさしあふゆえ、古來耕をこゝろみるものなきなり。」と言つて居る。

後に鰯漁の利が薄れ、若くは是を行ひ得ない地方に住まねばならなかつた者は、漁業の傍ら農業を行ふ者が次第に多くなり、江差の厚澤部並に木古内、箱館附近等で、相當の耕地が現れて來たが、是とても半農半漁で、その耕作法は至つて粗放なものであつた。即ち厚澤部附近の者は「鮭の漁はすれども農事をよく勤る」³⁴⁾程度の農家であり、函館附近の村々も、漁業と畑作を兼ねるものが多く、海邊に遠く漁利のない大川・一之渡・大野・文月・濁川等の各町村は駄賃稼を主とした者であつた。故に其耕作方法も「盛夏麥・夷草茅・待・八月枯燥・焚而灰之、明春墾辟其地作之四一三年輒廢之別爲新田」³⁵⁾と言つた焼畑で、而も相當の收穫があつた事は、「東遊記」に「山畑笹有る所を焼はらひ、うなひ反しもせず、梁をまきけるに、ことの外よく出來たり。飯椀に三杯まきて梁十八俵とりたりと云ふ。糞いらす。」と書いて居ることによつても知られる。かゝる者に、例へ肥料を施さず、極粗

34) 東遊記

35) 東在廿六ヶ村様子大概書

36) 關子敬 蝦夷風土記 (函館圖書館所藏本)

放な形であつたとは言へ、凡てに手間を要する稲作を普及させると言ふ事は困難であつた。勿論、是等の農業に従ふ者は在來の漁民ではなく、厚澤部の者は、「過半は南部山家の貧なる百姓移り來て住居」³⁷⁾した者であり、大野村附近の新田に入つた者も越後の農民であつたが、それすら種子を蒔くと、山又は濱に出稼に行くのを常とした。「松前秘説」³⁸⁾に「中之郷、濁川村、文月村……此村々などは山中にて米穀不生の地なれば、素より山働を專いたし、毘布鱒時節には其場所稼に出て」其頃は宿には老人斗居る事のよしと記し、松浦竹四郎「蝦夷日誌」³⁹⁾によれば千代田村は「春より夏は海に下りて漁獵し、其間に村に歸り農稼するなり。」と報じて居る。

安政以後幕府が再び稲作を奨励した際も、「一體重に海岸に村落をなし、漁師ども多く、山附野方村々之者共に蝦夷地漁業出稼而已専ら心掛、漁隙農事相營、中には男女とも遠方へ致し出稼相殘候老人子供而已作方致し、春耕秋收之辛苦をいとひ、一時之利益を相好、米穀味噌等都而他國之入舟を相待候弊風」と戰つて「土地生産を以日用を辨候様農民の冥利等第一に相諭」すのは容易な事ではなかつた。年貢を軽くし、市中在住之内有志者之内人數選んで農業世話方とし、支配向な者を時々廻村させて勸農を教諭し、土地を請ふものあれば願出次第割渡し、篤農を表彰し又、小屋掛料、農具代三ヶ年間の夫食代等を支給して新田開發に努め、開墾費用、悪水路堀割費等を十ヶ年賦で貸付ける等の手段を盡し、水田段別を倍加する事が出來たが、急激な進歩は見られなかつた。

結 論

記録か何れも簡單であるがために、品種並に耕作法に關しては全く不明と言つても良いが、箱館・江差地方の米作に關する限り、津輕・南部等に行はれたものと殆んど變る所がないものを用ひても、土地の選定さへその宜しきを得れば米作は技術的に不可能ではなかつた様である。唯水田開發に必要な力強い援助が松前藩時代には缺けて居たために、試験的には成功し乍らも米作は永い間不可能視されて居た。松前藩をしてかゝる態度に出でし

37) 東遊記

38) 天保年間 北海道所藏寫本

39) 函館圖書館所藏寫本

40) 蝦夷地御開拓諸取扱向手續荒増申上候書付、地方並開墾筋之事、新選北海道史第五卷一三六九頁以上

めたものは、米作よりもより有利なる産業が存在し、其産業を續け得る限り、米を主食とする松前藩中の士民の生活に大きな脅威は無かつたのである。

幕府は、國防的な目的でその在來抱懷して居た農本主義を合理化し乍ら、是を積極的に奨勵した。其結果技術的な可能性は迷信に過ぎない事を明かにし、此方面の障害を除去したが、社會的・經濟的な制約を除く事が出来なかつた。採取業は依然として米作よりも有利であり、米は比較的容易に獲得する事が出来たからである。

米作が普及發達するためには此兩障害が除かれねばならなかつた。即ち、米作が漁業に比較して經濟的に有利化されるか若くは他に仰ぐ事が困難となり、自給の必要が強要される事である。其時が米價の騰貴と輸送に不便な内陸に迄開拓が進まねばならない事によつて到來する迄、米作は唯技術的な可能性のみを準備して靜かに待たねばならなかつたのである。政策はさうした勢に乗る事によつてのみ効果を見たのであつた。